

緑区役所における自動販売機設置に係る
名古屋市有地及び建物の一時貸付
一般競争入札（郵送方式）

令和7年4月1日設置分

入札案内書

申込受付期間：令和6年12月3日(火)～令和6年12月20日(金)

入札期間：令和7年2月3日(月)～令和7年2月17日(月)

開札日：令和7年2月18日(火)

名古屋市緑区役所

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目次

◇ あらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 3
第 1 貸付物件	P 3
第 2 参加者の資格	P 3
第 3 自動販売機の設置条件	P 6
第 4 申込・受付	P 6
第 5 入札保証金	P 7
第 6 入札方法等	P 8
第 7 入札金額	P 9
第 8 入札	P 9
第 9 入札の辞退	P 10
第 10 開札	P 10
第 11 契約の締結	P 11
第 12 貸付料の納付	P 11
第 13 契約保証金	P 11
第 14 販売実績の報告	P 11
第 15 問い合わせ先	P 11
◇ 契約書（案）	P 13
◇ 仕様書	P 21
◇ 入札参加申込書（封筒記載例・申込書記載例・申込書）	P 27
◇ 法人役員に関する調書（調書記載例・調書）	P 31
◇ 入札書（封筒記載例・入札書記載例・入札書）	P 33
◇ 入札辞退届（辞退届記載例・辞退届）	P 38
◇ 委任状（記載例・委任状）	P 40
◇ 販売実績報告書（記載例・報告書）	P 42

あ ら ま し

緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札（郵送方式）は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。入札を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、お申し込みください。

なお、入札は、参加資格の審査を行ったうえで、**郵送による期間入札を行います**。入札の「あらし」は以下の通りです。

入札案内書 (この案内書)の 配布	令和6年12月3日(火)～令和6年12月20日(金) 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 (アドレス) https://www.city.nagoya.jp/midori/page/0000179002.html 公式ウェブサイトトップページ>事業向け情報>公売・売払い・貸付 物件>自動販売機設置に係る入札のお知らせ
-------------------------	--



申込・受付	令和6年12月3日(火)～令和6年12月20日(金) （土曜日、日曜日、祝休日を除く） 受付場所：名古屋市緑区役所 3階 企画経理課 受付時間：午前9時から午後5時まで 郵送の場合、書留又は簡易書留郵便に限ります。（令和6年12月20日午後5時必着）
-------	---



参加資格の 審査結果通知	令和7年1月下旬 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ「入札参加書」等を郵送します。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 また、「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、開札の際に持参してください。
-----------------	---



郵送入札	令和7年2月3日(月)～令和7年2月17日(月) 午後5時必着 書留又は簡易書留郵便により入札書類を提出してください。普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。また、期間後到着の郵送入札も無効となります。なお、入札書の到達確認の問い合わせにはお答えできません。 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。
------	---



開札	令和7年2月18日(火) 午後1時30分開札 開札会場：緑区役所2階 講堂控室 入札参加者及びその代理人以外の方の入場はできません。入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
----	---



契約の締結	契約締結期限：令和7年3月11日(火) 当初の貸付期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしますが、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できます。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。
-------	--



契約保証金及び貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
---------------	--



自動販売機の設置	原則として、設置工事等は貸付期間内に行ってください。貸付開始日から営業を開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
----------	---

※ 緑区役所の駐車場には限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。 市 バ ス 「緑区役所」 停留所下車徒歩すぐ 名 鉄 「鳴 海 駅」 下車徒歩 20 分、「左京山」 下車徒歩 15 分	
--	--

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

自動販売機（清涼飲料水）を設置する施設及び設置場所

種類	所在地番	設置場所	設置可能面積	設置台数	最低貸付月額
清涼飲料水	緑区青山二丁目15番地	a. 1階正面出入口横(屋内)	各1.70㎡ (幅1.7m×奥行1m)	1台	1,300円
清涼飲料水	緑区青山二丁目15番地	b. 講堂外階段下 (屋外)	各2.00㎡ (幅2m×奥行1m)	1台	

- * 詳細は仕様書をご参照ください。(21頁参照)
- * 現地説明は行いません。入札参加希望の方は、必ず事前に申込者ご自身で現地確認を行ってください。
- * 現地確認可能日時は、土曜日、日曜日、祝休日を除く日の午前8時45分～午後5時15分です。(他の利用者の妨げにならないよう注意してください。)

第2 参加者の資格

- 1 地方自治法238条の3に規定する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

（5頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

- * なお、落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- 8 入札公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)第25条及び第40条により、借地借家法の適用は除外されます。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、以後令和8年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます(最大令和12年3月31日まで)。
- (2) 更新を希望される場合は、更新する期間の前年の11月末日までに契約担当課まで申し出てください。契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 設置機器の仕様、維持管理

仕様書をご参照ください。

5 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 設置条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書、仕様書の事項を遵守すること。

6 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

申 込 ・ 受 付 期 間	令和6年12月3日(火)～令和6年12月20日(金) (土曜日、日曜日、祝休日を除く) 受付時間：午前9時～午後5時 ※持参又は郵送(書留又は簡易書留郵便)に限ります。
提 出 先	名古屋市緑区役所 3 階 企画経理課 (電話 052-625-3898) 郵送の場合は、下記宛先まで。 〒458-8585 名古屋市緑区青山二丁目15番地 緑区役所企画経理課 あて ※ 郵送する場合は封筒に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 (入札案内書の27頁に記載例があります)

必要書類等	(1) 入札参加申込書 1通 申込者の印はスタンプ印やプリンタ等による印字は不可とします。 法人の場合は代表者印を押印してください。 入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通（※コピーのことではありません。） <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後1か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 入札案内書32頁に書式があります。なお、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を証明するもの（行政財産使用許可書又は契約書等のコピー。） ※ 提出がない場合は、後述の入札保証金の納付が必要となります。 ※ 連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号（12cm×23.5cm）封筒
注意事項	(1) 上記必要書類については、過去の自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札において、同じ書類を提出したかどうかにかかわらずすべて提出してください。 (2) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。 (3) 電話、ファックスによる申請はできません。 (4) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
参加資格の審査結果の通知	申請受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ、令和7年1月下旬に入札参加書を郵送します。 入札参加書は開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、入札日当日に持参してください。

第5 入札保証金

1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。

入札保証金額は3,900円です。

なお、参加申込者が自ら管理運営する自動販売機を設置した実績が分かる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。

2 入札保証金の納付が必要な方には、納付書をお送りしますので、納付期限までに金融機

関窓口で納めてください。

- 3 入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。領収書は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 4 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 5 入札保証金には利子を付けません。

第6 入札方法等

入 札 方 法	書留又は簡易書留郵便による郵送 により行います。 ※ 普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※ 郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入 札 期 間	令和7年2月3日(月)～令和7年2月17日(月) 午後5時必着 ※ 上記期間前または上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※ 入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵 送 先	〒458-8585 名古屋市緑区青山二丁目15番地 緑区役所企画経理課 あて ※ 封筒(表)に「 入札書在中 」と朱書きしてください。(入札案内書の33頁に記載例があります)
必 要 書 類 等	(1) 入札書 ア 入札案内書の37頁に書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載例は、入札案内書の36頁にあります。 入札金額を記入した入札書を1通郵送してください。 イ 入札書に必要事項を記入押印し、中封筒に入れ封入してください。 ウ 中封筒に、入札者名、所在地、入札件名及び開札日を記載してください。(入札案内書の33頁34頁に記載例があります) (2) 入札保証金領収書のコピー (入札保証金の納付が必要な方のみ) (3) 委任状 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支店・営業所の長など)は、委任状が必要となります。入札案内書の41頁に書式があります。 入札書を入れ封印した中封筒と領収書のコピー(入札保証金を納付した場合)及び委任状(入札書記載の入札者が代表者と異なる場合)を外封筒に入れ、外封筒表側には入札書在中の旨を朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 書留又は書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)ウにある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札候補者となります。

最低貸付価格（月額）は1,300円です。

第8 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の37頁に書式が、36頁に記載例があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消えるペンは使用できません。また、スタンプ印やプリンタ等の印字による押印は不可とします。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札書に押印する印鑑は、**入札参加申込書に使用した印鑑**と同じものを使用してください。
- 5 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 6 入札者は、郵送した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 入札保証金を納付する場合は、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
 - (5) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 記入事項を判読できない入札
 - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (9) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (10) 記名押印のない入札
 - (11) 入札書の印影が入札参加申込書の印影と異なる入札
 - (12) 同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札
 - (13) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札
 - (14) 到達期間及び送付先に到達しなかった入札
 - (15) 二重封筒により郵送されなかった入札
 - (16) 中封筒に入札者名、所在地、入札件名又は開札日の記載がない入札
 - (17) 到達期間内に必要書類がそろわなかった入札
 - (18) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (19) 入札書の印影が入札参加申込書の印影（委任状を提出する場合は、同委任状の受任者欄の印影）と異なる入札
 - (20) その他入札の条件に違反した入札

第9 入札の辞退

- 1 入札書の郵送後、開札日前日までは入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退届に記名押印のうえ、緑区役所企画経理課に入札辞退届を**直接**ご提出ください。
- 3 入札辞退届に押印する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑（委任状を提出する場合は、同委任状の受任者欄の印鑑）と同じものを使用してください。
- 4 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動販売機設置に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受 付 期 間	令和7年2月3日(月)～令和7年2月17日(月) (土曜日、日曜日、祝休日を除く。) 午前9時から午後5時まで ※ 郵送による辞退届の提出はできません。
提 出 先	名古屋市緑区青山二丁目15番地 緑区役所3階 企画経理課 電話：052-625-3898
必 要 書 類 等	入札辞退届 入札案内書の39頁に書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (1) 記名押印してください。 (2) 封筒に入れ封入する必要はありません。

第10 開札

開 札 会 場	名古屋市緑区青山二丁目15番地 緑区役所2階 講堂控室
開 札 日 時	令和7年2月18日(火) 午後1時30分開始
注 意 事 項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。 (4) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格の入札をした方を落札者とし、開札会場内で発表します。 (5) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 (6) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。 ※ 開札に立ち会わなかった為に失格になることはありません。

くじの実施	(1) 最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合、又はくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。
-------	--

第11 契約の締結

- 1 落札者には、契約担当課から契約関係書類を郵送します。
 - 2 契約締結期限は令和7年3月11日(火)です。それまでに貸付契約をしないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
 - 3 契約書について収入印紙の貼付が必要な場合は落札者の負担とします。
 - 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。
- ※ 契約書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一としてください。

第12 貸付料の納付

貸付料は本市が指定する期限までに名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

第14 販売実績の報告

設置した自動販売機(清涼飲料水)に係る月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(入札案内書の43頁に書式があります)により、各販売機ごと半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

第15 問合せ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和6年12月10日(火)午後5時までに提出してください。
- 2 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください。(様式自由)
名古屋市緑区役所企画経理課
ファックス番号：052-623-8191

電子メールアドレス：a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp

※ 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を、令和6年12月17日(火)までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
- 4 回答には、あわせて仕様の補正等が示されることもありますので、入札書を提出する前に必ず確認してください。

公有財産一時使用契約書（案）

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人_____（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条（土地の場合） 第40条（建物の場合） に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置可能面積	設置台数
緑区青山 二丁目15番地	緑区役所	a. 1階正面出入口 (屋内)	各1.70㎡ (幅1.7m×奥行1m)	1台
緑区青山 二丁目15番地	緑区役所	b. 講堂外階段下 (屋外)	各2.00㎡ (幅2m×奥行1m)	1台

（指定用途）

第3条 借受人は、一時使用物件を申請の目的（自動販売機の設置）に従って使用しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 借受人は、一時使用物件について前項に定める指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途等を書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

4 借受人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供するなど公序良俗に反する用途

(2) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(3) その他、貸付人が公序良俗に反すると認める用途

(4) 第三者をして(1)から(3)の用途に使用させること

（一時使用期間及び更新）

第4条 一時使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

- 3 前項に定める借受人の申請は、更新する期間の前年の11月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第5条 貸付料は、月額金 円とし、年度総額金 円とする。

- 2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機につき電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付する。

- 3 借受人は、前項の納入通知書の定める日までに貸付人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 借受人は、第5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合により算定した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を延滞金として貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金 円（貸付月額6か月分）を、貸付人が発行する納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、契約規則第31条の規定により契約保証金を納付させないことができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。
- 6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

(契約不適合責任)

第11条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第12条 借受人は、一時使用物件を、令和7年4月30日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(原状の変更)

第13条 借受人は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供すること

ができない。

(物件保全義務)

第 15 条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の定めにより支出する費用については、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 借受人は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第 16 条 貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

- 2 借受人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機に係る直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

(違約金)

第17条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第3項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
- (2) 第3条第4項各号の定めに違反したときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
- (3) 第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
- (4) 第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
- (5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

- 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 18 条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき、又はその他行政目的等によりやむを得ず本契約を解除する必要があるとき。

- (2) 借受人が、第3条第3項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 借受人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 借受人が、第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 借受人が、第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 借受人が、第15条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 借受人が、第15条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

- 第19条 借受人は、第4条に定める一時使用期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、借受人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。
- 2 借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

- 第20条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。
- 2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

- 第21条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した時は、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第 22 条 本件契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第 18 条第 1 号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第 23 条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る貸付人の解除権)

第24条 貸付人は、借受人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第 96条の 6 若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1 項、第90条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の 6 若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2 条第 2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 第18条第1項第2号から第8号及び前項各号のいずれかに該当し、かつ、貸付人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第25条 借受人がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、貸付人が契約を解除するか否かにかかわらず、借受人は、貸付料5年分総額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、借受人がこれを証明し、そのことを貸付人が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 第1項に規定する場合において、借受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、貸付人は、借受人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、借受人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、貸付人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、貸付人は、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(有益費等の放棄)

第26条 借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第27条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第28条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第29条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

(財務調査等)

第30条 貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 借受人が、第5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 借受人は、前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 貸付人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。
- 5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が、本契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長

印

借受人

印

仕様書

名古屋市を貸付人とし自動販売機設置事業者を借受人とする。

1 自動販売機（清涼飲料水）設置場所

所在地	施設名称	設置場所	設置可能面積	設置 台数
緑区青山 二丁目15番地	緑区役所	a. 1 階正面出入口横 (屋内)	各1.70m ² (幅1.7m×奥行 1m)	1台
緑区青山 二丁目15番地	緑区役所	b. 講堂外階段下 (屋外)	各2.00m ² (幅2m×奥行 1m)	1台

2 自動販売機設置のための貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記期間以降について当初の条件を変更しないことを条件に、令和8年4月1日から最大4年間を限度（令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約更新ができる。

3 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、1の自動販売機設置場所の設置可能面積内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、また、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は貸付人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和7年4月2日以降となった場合においても借受人は貸付料の減免または返還を求めることはできない。
- (4) 自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、借受人の負担とする。
- (5) 自動販売機の設置にあたって電気工事等が必要となる場合は、工事の実施及び費用については借受人の負担とする。
- (6) 貸付人が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移転すること。この場合の移転費用は、借受人の負担とする。
- (7) 自動販売機の設置にあたっては、耐震及び転倒防止対策を施すこと。その

際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (8) 電気料金を計測するための子メーターを、借受人の負担により設置すること。
- (9) 自動販売機はユニバーサルデザインとすること。
- (10) 自動販売機に併設して、販売品目の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを貸付敷地内に必要数設置すること。
- (11) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情の際の借受人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (12) 借受人は、自動販売機を撤去したときは、借受人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、貸付人の確認を受けること。

4 販売品目の条件

- (1) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売を行わないこと。
- (2) 販売品目は缶、ペットボトル、瓶、紙パックなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 販売品目の具体的な構成については、貸付人との協議によること。
- (4) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

5 維持管理責任

- (1) 貸付人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等に係る維持管理は一切行わず、借受人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 借受人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 緑区役所既設の電源コンセントについては使用可能であるが、光熱水費については、借受人の負担とし、貸付人が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、借受人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (4) 借受人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (5) 借受人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 借受人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、借受人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。
- (9) 借受人は、機種の変換を行う場合は、予め貸付人に申し出たうえで、貸付人の承諾を受けなければならない。
- (10) 貸付人は、貸付人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、借受人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は借受人が負担すること。

6 その他

- (1) 借受人は、貸付人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 借受人は、貸付人に、設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別販売金額について、貸付人が別に定める様式により報告すること。なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。
- (4) 自動販売機はマナカ電子マネーによる決済機能をつけることも可能とする。ただし、その場合は名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、その際のマナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて借受人の負担とする。

7 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 借受人が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

8 契約担当課及び施設担当課

契約担当課 緑区役所企画経理課
施設担当課 緑区役所企画経理課

電話：052-625-3898
電話：052-625-3898

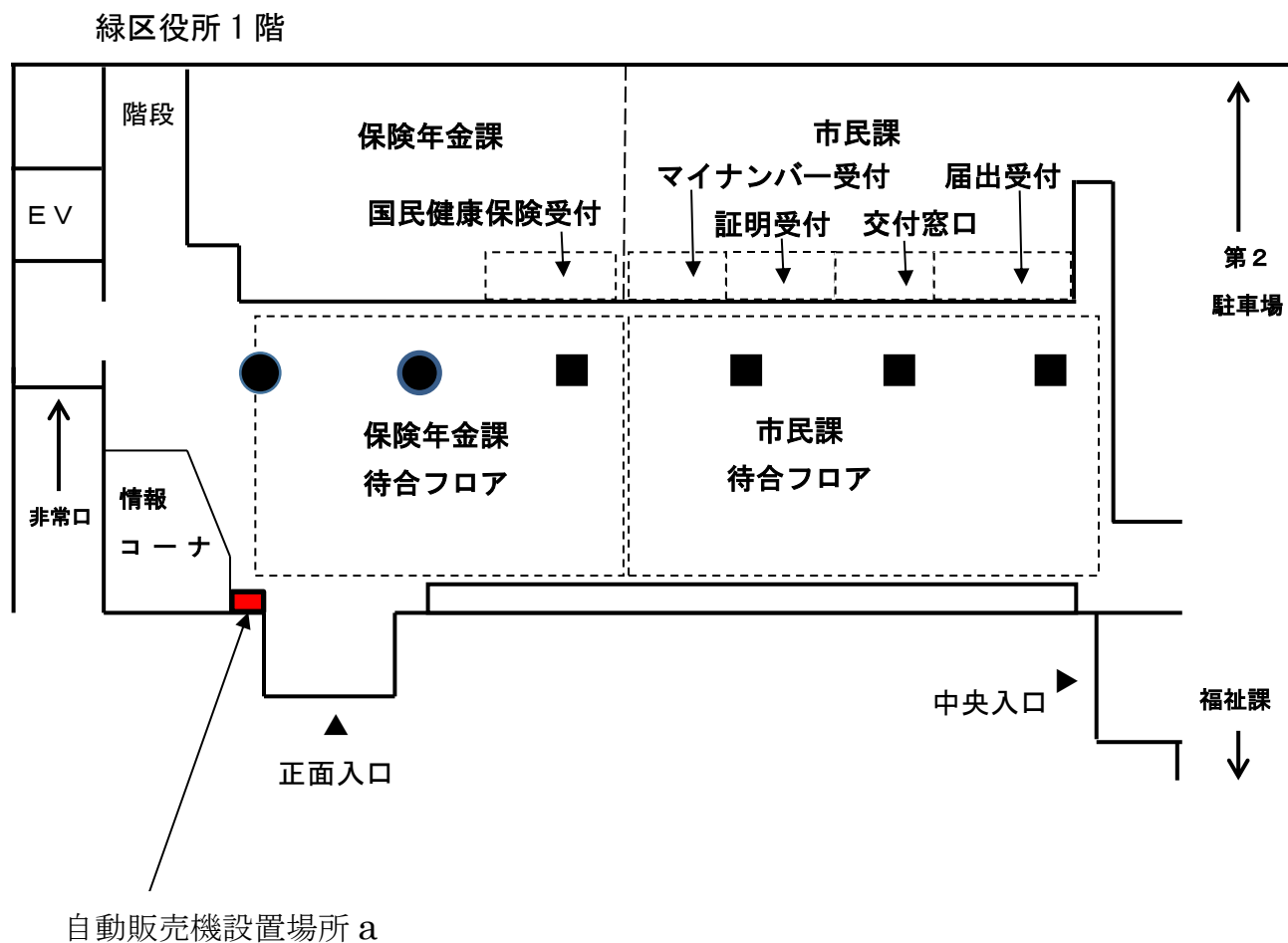
9 参考

販売実績（令和5年度）

14,477本 2,129,680円（a. 1階正面出入口横及びb. 講堂外階段下の合計の実績）

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

自動販売機 設置箇所詳細図



緑区役所図面



記載例

入札参加申込書郵送の場合

(表面)

		4	5	8	8	5	8	5
切手								
入札参加申込書在中		名古屋市長区役所企画経理課 行						
		名古屋市緑区青山二丁目15番地						

必ず朱書きしてください。

※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

入札参加申込書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ)

氏名

ナゴヤ

タロウ

名古屋

太郎

名古屋

法人の場合

(申込者) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ)

氏名

名古屋株式会社代表取締役

ナゴヤ

イチロウ

名古屋

一郎

代表
者印※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者
名を記入、代表者印を押印してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

所在地	施設名称	設置場所	設置可能面積	設置台数
緑区青山 二丁目15番地	緑区役所	a. 1階正面出入口横(屋内) b. 講堂外階段下(屋外)	a. 1.70m ² b. 2.00m ²	2台

2 入札参加書送付先

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋 太郎

☎052-961-1111

<法人の場合> 名古屋株式会社 営業一課 愛知次郎

☎052-972-1111

備考

- ① この申込書は、令和6年12月3日（火）から令和6年12月20日（金）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市緑区企画経理課まで持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便）（期限内必着）してください。
- ② 申込者印は、鮮明に押印してください（入札書及び契約書で使用する印鑑と同一の印鑑）。
- ③ 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ④ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ⑤ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- 1 (1) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する者
 - (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (4) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (6) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (8) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (11) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (12) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (13) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (14) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

印

※法人の場合は主たる所在地・名称を記入、
代表者印を押印してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

所在地	施設名称	設置場所	設置可能面積	設置台数
緑区青山 二丁目 15 番地	緑区役所	a. 1 階正面出入口横(屋内) b. 講堂外階段下 (屋外)	a. 1.70 m ² b. 2.00 m ²	2 台

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の ☎

備 考

- ① この申込書は、令和6年12月3日（火）から令和6年12月20日（金）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市緑区企画経理課まで持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便）（期限内必着）してください。
- ② 申込者印は、鮮明に押印してください（入札書及び契約書で使用する印鑑と同一の印鑑）。
- ③ 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ④ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ⑤ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- 1(1) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する者
 - (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (4) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (6) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (8) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (11) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (12) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (13) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (14) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時的貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	△△市××区☆丁目□□番▲▲号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・ <u>S</u> ・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・ <u>S</u> ・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・S・ <u>H</u> 1・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャサブロウ) 公社 三郎	M・T・ <u>S</u> ・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	M・T・S・H ・ ・		代表役員については、法人登記簿に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札書の郵送用 外封筒

(表面)

切手	4	5	8	8	5	8	5
入札書在中		名古屋市緑区役所企画経理課		名古屋市緑区青山二丁目15番地			
		行					

必ず朱書きしてください。

※書留又は簡易書留郵便による郵送以外は無効となります。

※裏側又は表側左下部に入札者名を記載してください。

記載例

入札書を封入する中封筒

中封筒とは、書留又は簡易書留で郵送する封筒の中に入れる封筒です。

(表面)

() 書きの記入は不要です。

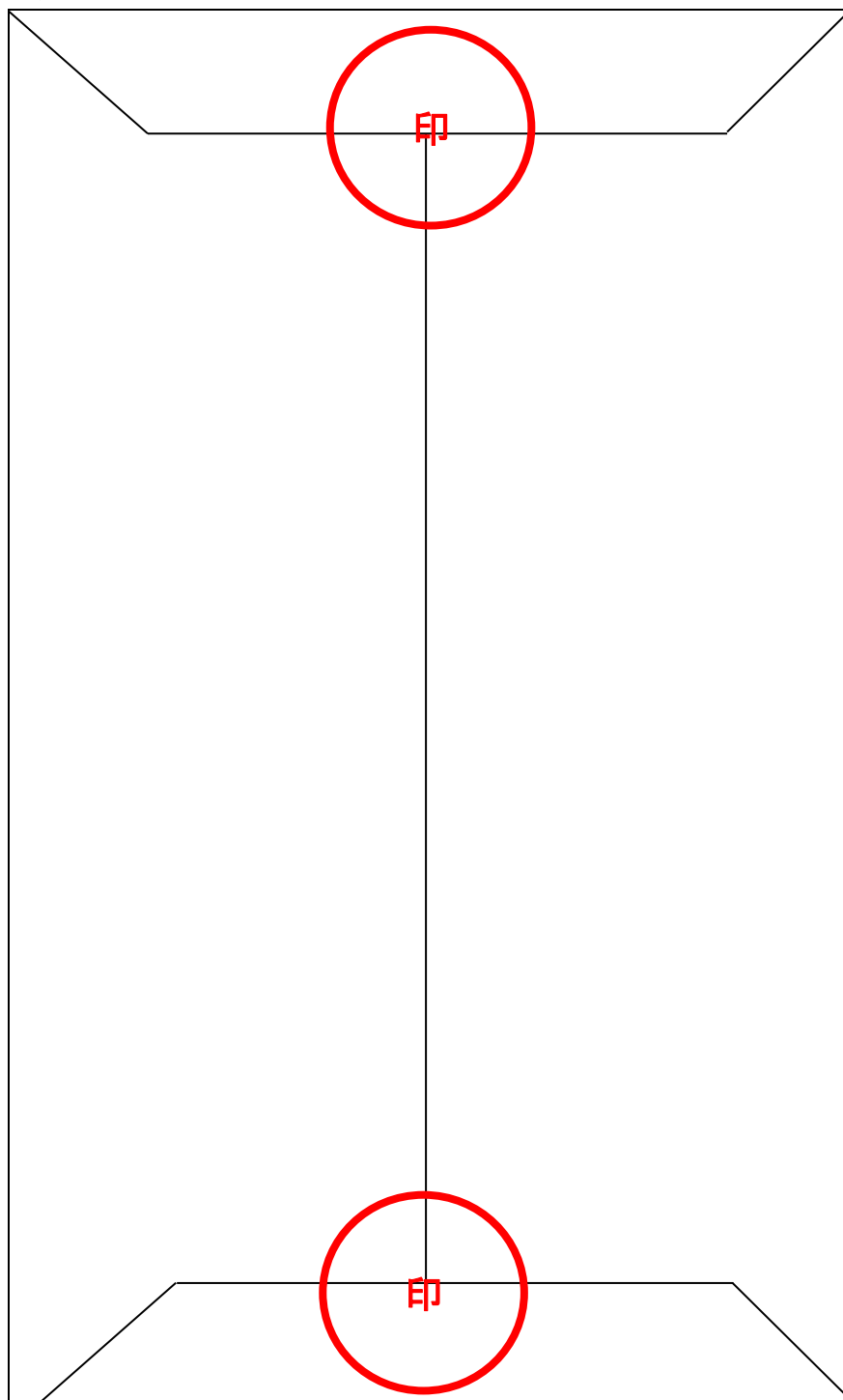
(開 札 日)	(入 札 件 名)	(所 在 地)	(入 札 者 名)
令和 7 年 2 月 18 日 開札	緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	名古屋株式会社代表取締役名古屋一郎

※ 横書きによる記入でも構いません。

記載例

入札書を封入する中封筒

(裏面)



※のり付けし、封入してください。

入 札 書

＜連名で入札する場合＞
全員の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）
の記入、押印が必要

令和〇年〇〇月〇〇日

（あて先）

名 古 屋 市 長 広 沢 一 郎

（入札者）

所 在 地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋 太郎

名古屋

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋株式会社
代表取締役 名古屋 一郎

者代
印表

緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称	緑区役所							
設置場所	1 階正面出入口横（屋内）及び講堂外階段下（屋外）							
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	5	0	0	0	0

- （1）黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消えるペンは使用できません。
- （2）脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- （3）入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- （4）入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- （5）入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- （6）入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入札書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市 市長 広沢 一郎

(入札者)

所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

印

緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称	緑区役所							
設置場所	1 階正面出入口横（屋内）及び講堂外階段下（屋外）							
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消えるペンは使用できません。
- (2) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (3) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (4) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (6) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入札辞退届

令和 6 年〇〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

<連名で入札し、辞退する場合>

全員の住所・氏名の記入、押印が必要

個人の場合

(入札者)

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

(フリガナ)

氏 名 ナゴヤ タロウ

名古屋

法人の場合

(入札者)

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

(フリガナ)

氏 名 名古屋株式会社

代表取締役 ナゴヤ イチロウ

者代
印表

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札（令和 7 年 2 月 18 日開札）において、都合により下記物件の入札を辞退します。

施設名称	設置場所
緑区役所	1 階正面出入口横（屋内）及び講堂外階段下（屋外）

(注意)

黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消えるペンは使用できません。

1 物件ごとに作成してください。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(入札者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

印

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札（令和7年2月18日開札）において、都合により下記物件の入札を辞退します。

施設名称	設置場所
緑区役所	1 階正面出入口横（屋内）及び講堂外階段下（屋外）

(注意)

黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消えるペンは使用できません。

1 物件ごとに作成してください。

委 任 状

私（甲）は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年2月18日開札の緑区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札書の提出日以前の日を記入してください

（所在地）名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

甲（委任者）（商号又は名称）名古屋株式会社

（代表者 役職・氏名）代表取締役 名古屋 一郎

者代
印表

上記委任の件、承諾しました。

（所在地）名古屋市中区三の丸二丁目1番36号

乙（受任者）（商号又は名称）名古屋株式会社名古屋支店

（代表者 役職・氏名）支店長 名古屋 二郎

長支
印店

（あて先）名古屋市長

入札書に使用する印と同一の印を押印してください

委任状保管：
緑区役所企画経理課

取 扱
責任者

委 任 状

私（甲）は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年2月18日開札の緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

（所在地）

甲（委任者）（商号又は名称）

（代表者 役職・氏名）

印

上記委任の件、承諾しました。

（所在地）

乙（受任者）（商号又は名称）

（代表者 役職・氏名）

印

（あて先）名古屋市長

委任状保管： 緑区役所企画経理課	取 扱 責任者	
---------------------	------------	--

販 売 実 績 報 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
名 古 屋 市 長

令和〇年度

契 約 者		会 社 名		名古屋株式会社			
		役職・氏名		代表取締役 名古屋一郎			
		連 絡 先	担 当 者		営業一課 愛知次郎		
			電 話 番 号		000-1234-5678		
物 件 番 号			施 設 名 称		名古屋市緑区役所		
種 類		清涼飲料水		設 置 場 所			
契 約 日		令和 年 月 日				設置台数	1 台
契 約 期 間		令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日					
月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考
4 月	〇〇本	△△円		10 月		円	
5 月	〇〇本	△△円		11 月		円	
6 月		円		12 月		円	
7 月		円		1 月		円	
8 月		円		2 月		円	
9 月		円		3 月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市緑区企画経理課
所在地：名古屋市緑区青山二丁目 15 番地
電話：052-625-3898 F A X：052-623-8191
E-mail：a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市 長

令和 年度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号		施 設 名 称					
種 類		設 置 場 所					
契 約 日	令和 年 月 日					設置台数	台
契 約 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考
4 月		円		10 月		円	
5 月		円		11 月		円	
6 月		円		12 月		円	
7 月		円		1 月		円	
8 月		円		2 月		円	
9 月		円		3 月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市緑区企画経理課

所在地：名古屋市緑区青山二丁目 15 番地

電話：052-625-3898 F A X：052-623-8191

E-mail：a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp